

令和3年度名古屋市教育委員会第51号議案

不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策の策定について

このことについて、方策の策定にあたり、別紙案を提出します。

方策の概要

1 趣 旨

不登校未然防止、不登校の児童生徒及びその保護者への支援に関する方策を定めるもの

2 目 的

不登校未然防止につながる取組と不登校児童生徒及びその保護者に対する支援の一層の充実を図ることを目的とします。

3 8つの方策

- (1) 魅力ある学校づくり
- (2) 教職員の意識改革
- (3) なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携
- (4) 校内の教室以外の居場所づくり
- (5) 訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援
- (6) 子ども適応相談センターの拡充
- (7) 民間団体（施設）との連携
- (8) ICTを活用した学習支援

不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策
(案)

令和 4 年 3 月
名古屋市教育委員会

目 次

I	策定の趣旨	1
II	不登校の現状	2
1	不登校児童生徒数	2
2	不登校の要因	3
III	学校・関係機関等における不登校児童生徒支援の取組	4
1	学校	4
2	子ども適応相談センター	9
3	なごや子ども応援委員会	1 1
4	ハートフレンドなごや（訪問相談）	1 2
IV	「不登校未然防止及び不登校児童生徒への効果的な支援の方策を検討する有識者等会議」について	1 3
1	目的	1 3
2	委員	1 3
3	実施状況	1 3
4	検討内容と主な意見	1 4
V	不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策	1 5
1	魅力ある学校づくり	1 6
2	教職員の意識改革	1 6
3	なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携	1 7
4	校内の教室以外の居場所づくり	1 8
5	訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援	1 8
6	子ども適応相談センターの拡充	1 9
7	民間団体（施設）との連携	1 9
8	I C Tを活用した学習支援	2 0
9	その他	2 0

I 策定の趣旨

本市では、平成 25 年 2 月に「名古屋市不登校対策基本構想」を策定しました。これに基づき、不登校対応支援講師等の配置、笑顔いっぱい絆づくり推進事業等の実施、子ども適応相談センターにおける適応指導・学習支援、ハートフレンドなごやにおける訪問相談、不登校対策支援サイトの開設・運営等を進め、不登校児童生徒の支援に取り組んできました。また、「学校における不登校児童生徒支援マニュアル」を作成し、各学校は組織的な対応・支援に努めてきています。さらに、平成 26 年には、なごや子ども応援委員会を設置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職による相談体制の充実も進めてきました。

平成 28 年 9 月に「不登校児童生徒への支援の在り方について」が文部科学省より通知され、不登校児童生徒支援の視点として「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」が示されました。

また、平成 28 年 12 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」といいます。）が公布され、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることなどの基本理念が示されました。

その後、平成 29 年 3 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が策定され、平成 29 年 4 月に文部科学省より通知されました。

本市では、平成 29 年 9 月に「学校における不登校児童生徒支援マニュアル」を改訂し、基本指針を踏まえ、児童生徒が不登校にならない魅力ある学校づくりを目指すとともに、不登校児童生徒に対する支援の充実に取り組んできました。

これらの取組によって、好ましい変化に結び付いた事例は多くあるものの、本市の不登校児童生徒数は依然として増え続けており、増加傾向に歯止めがかかっていない状況にあります。

そこで、本市教育委員会においては、令和 2 年 12 月に、「不登校未然防止及び不登校児童生徒への効果的な支援の方策を検討する有識者等会議」を設置し、今後の不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策を検討しました。その中で、現在の児童生徒の状況、国の指針を踏まえるとともに、「ナゴヤ子ども応援大綱」に掲げられることとなった、子どもの主体性を重視し、子ども中心の発想をするための考え方がまとめられた「一人ひとりの人生の基盤としての理念」に基づいた学校づくりや、一人一人の状況に応じた児童生徒の将来への自立に向けた取組を推進することが重要であることを確認しました。

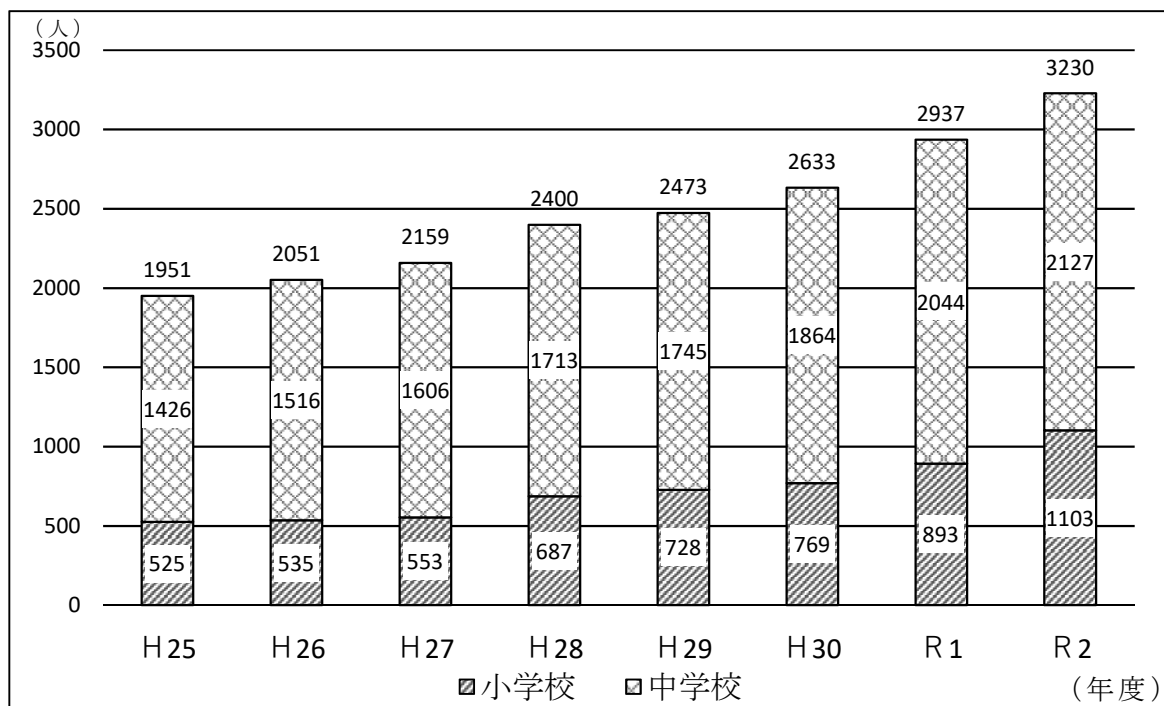
その検討を踏まえ、本市における「不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策」を策定しました。

Ⅱ 不登校の現状

1 不登校児童生徒数

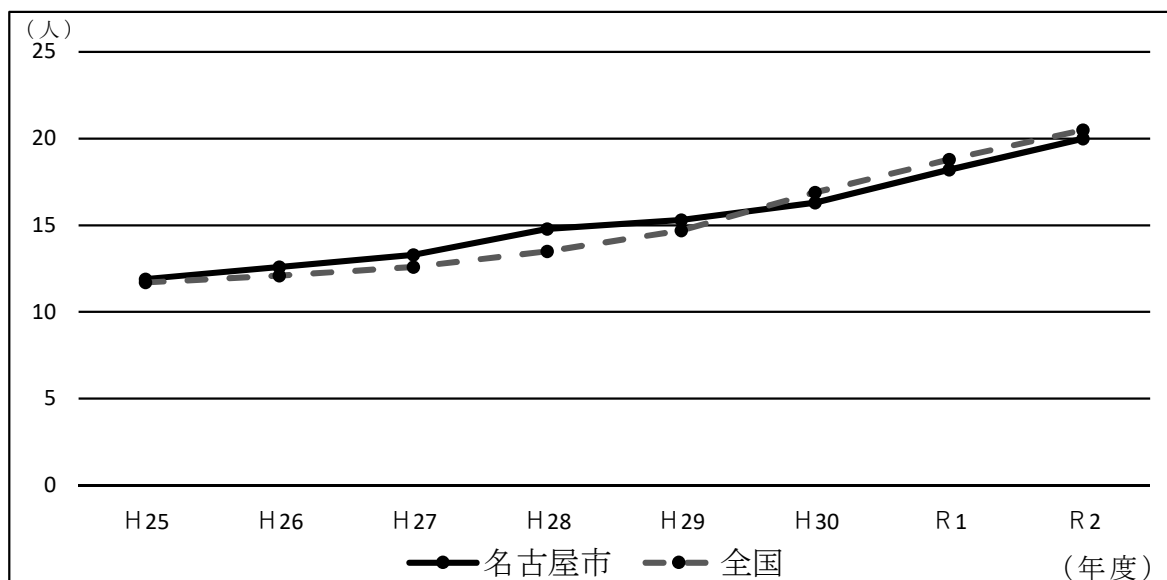
本市における不登校児童生徒数は増加傾向が続いています。令和2年度における不登校児童生徒数は、小学校で1,103人（全体の0.99%）、中学校で2,127人（同4.26%）であり、平成25年と比べると、小学校が2.1倍、中学校が1.5倍となっています。

「名古屋市立小中学校における不登校児童生徒数」



本市の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、令和2年度で20.0人、令和元年度で18.2人であり、全国平均とほぼ同じ水準で増加しています。

「1,000人当たりの不登校児童生徒数」



2 不登校の要因

不登校の要因は、「無気力・不安」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「生活のリズムの乱れ、あそび、非行」「親子の関わり方」「学業の不振」が多くなっています。また、「教職員との関係をめぐる問題」「学校の決まり等をめぐる問題」のように、学校に関することが要因の児童生徒もいます。

令和2年度は、令和元年度に比べ、「無気力・不安」「生活のリズムの乱れ、あそび、非行」が大幅に増加しています。一方、「学業の不振」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活環境の変化による不安や生活リズムの変化、学校生活の制限による交友関係の変化が影響しているのではないかと考えられます。

「不登校の主要因」 (人)

区分	元年度	2年度
無気力・不安	8 2 9	1 5 8 8
いじめを除く友人関係をめぐる問題	5 8 6	3 9 5
生活のリズムの乱れ、あそび、非行	1 1 2	3 9 1
親子の関わり方	2 1 4	2 0 3
学業の不振	3 8 0	1 9 3
入学、転編入学、進級時の不適応	1 5 0	8 4
家庭の生活環境の急激な変化	9 3	7 0
教職員との関係をめぐる問題	7 4	6 0
家庭内の不和	6 5	5 5
学校の決まり等をめぐる問題	5 3	5 2
進路に係る不安	4 9	1 9
いじめ	8	6
クラブ活動、部活動等への不適応	1 7	4
該当なし	3 0 7	1 1 0
合計	2 9 3 7	3 2 3 0

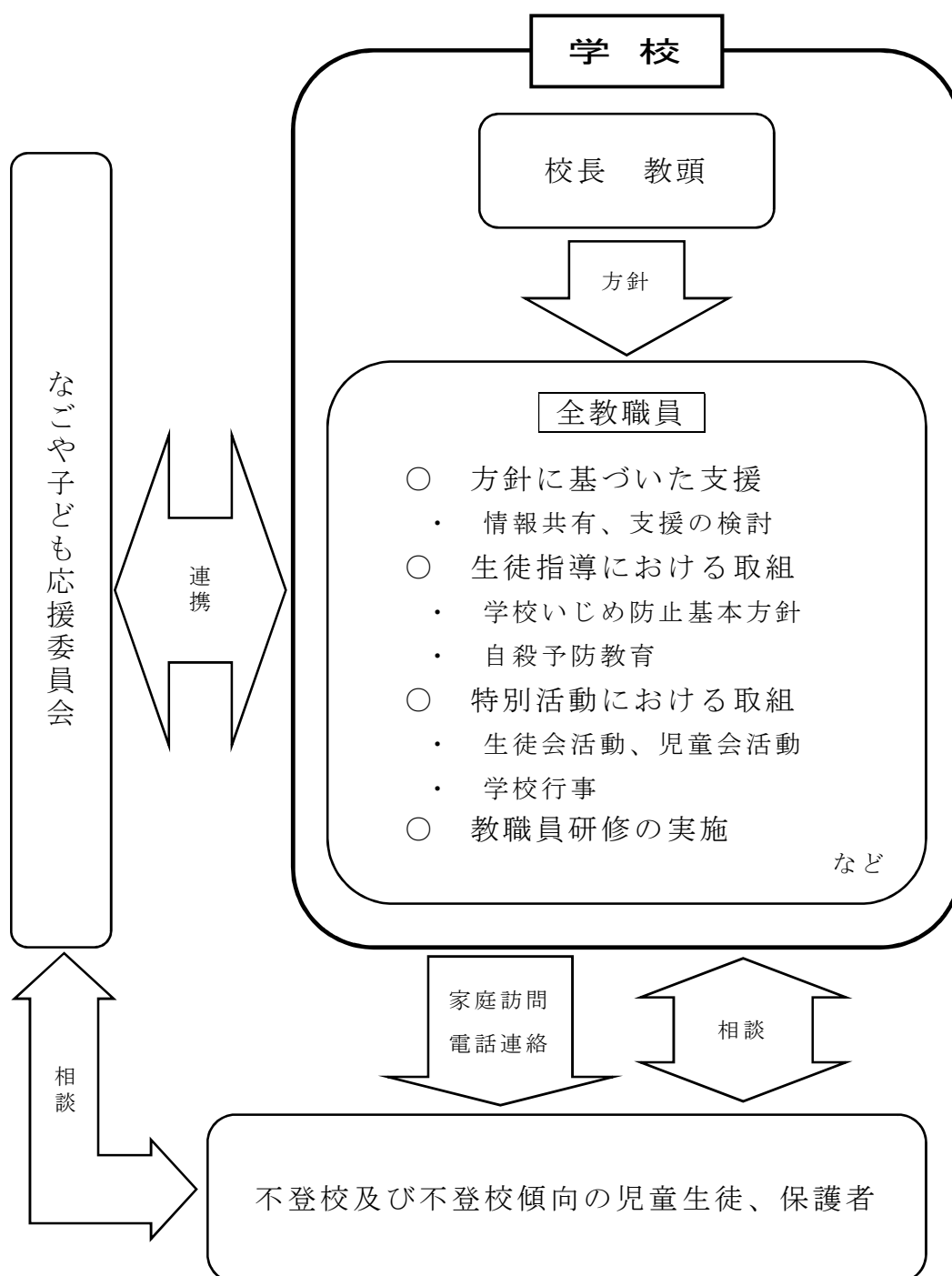
※区分は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)による

Ⅲ 学校・関係機関等における不登校児童生徒支援の取組

1 学校

学習指導、生徒指導、特別活動の指導、教職員研修をはじめ、学校教育全般を通して魅力ある学校づくりを進め、不登校の未然防止を図っています。また、全教職員間での情報交換を行い、なごや子ども応援委員会と連携し、不登校及び不登校傾向の児童生徒一人一人の状況に応じた支援について協議し、その方針に基づいた支援を行っています。

(1) 学校全体での取組



【課題】

不登校の要因として、「教職員との関係をめぐる問題」と「学校の決まり等をめぐる問題」を合わせると、令和元年度は127人、2年度は112人と、学校に関することが要因としてあげられています。その中には、教員の威圧的な生徒指導や児童生徒に対する配慮に欠けた言動や態度によって、不登校になってしまった事例も見られました。こうしたことが起こることがないように、教職員の意識改革を進める必要があります。

教職員は今一度、これまでの指導を見直し、人権意識をさらに高めるとともに、個々の特性を十分に理解して一人一人に寄り添った指導を進めていく必要があります。また、児童生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた学習が進められるように授業改善を図ることや児童生徒による学校生活の主体的な見直しを促進することなど、児童生徒が主体となる学校・学級づくりを進めていくことが大切です。

さらに、不登校児童生徒の支援が、教育機会確保法の理念や新たな支援の方策を踏まえたものとなるように、「学校における不登校児童生徒支援マニュアル」を改訂するとともに、教職員研修を一層充実していく必要があります。

(2) 別室登校

- 令和2年度に、別室登校をしたことがある児童生徒数は1,130人、その内すべてが別室登校であった児童生徒数は363人です。
- 令和2年度に別室登校に対応した学校は、小学校171校(65.5%)、中学校94校(85.4%)です。
- 各学校で、必要に応じて、保健室、相談室、余裕教室等で児童生徒が一定時間過ごすことができるようにしています。
- 「保健室で過ごすのは、体調不良の時とする」「別室で過ごすのは1時間だけ」「対応できる教職員がいないときは別室で過ごすことはできない」などの運用をしている学校もあり、保護者が付き添っている場合もあります。
- 小学校では、養護教諭、学級担任、教務主任、管理職が対応することが多く、どの時間に誰が対応できるかをその都度決めて、対応することが多くあります。
- 中学校では、授業が入っていない教員が対応したり、あらかじめ担当教員を割り当てたりして、一定時間対応していることが多くあります。

【課題】

教員数や時間割などの学校体制が理由で、児童生徒が教室以外の居場所を利用したいときにできない、教員も対応できる時間に限りがあるため十分に指導できないという実態があります。

不安を感じる児童生徒が、必要とする時間に教室以外の居場所を利用でき、安心して学校生活を送ることができるようにするためには、専任教員が常駐できる環境が有効です。

(3) 民間団体（施設）との連携の取組

- 令和元年度にフリースクールなどの民間団体（施設）で相談・指導を受けた本市小中学校の児童生徒数は 114 人で不登校児童生徒全体の 3.9% でした。また、令和2年度は 121 人で、3.7% でした。
- 令和元年度に民間団体（施設）で相談・指導を受けた児童生徒の中で指導要録上出席扱いにした児童生徒数は 59 人で、不登校児童生徒全体の 2.0% です。また、令和2年度は 57 人で 1.8% でした。
- 学校は、民間団体（施設）に通う児童生徒の保護者から、民間団体（施設）における児童生徒の学習状況等について、情報を得ています。
- 民間団体（施設）の中には、児童生徒の学習状況等について、在籍校への文書の送付や訪問などによって連絡しているところがあります。
- 民間団体（施設）へのヒアリングでは、次のような意見が聞かれました。
 - ・ 同じ民間団体（施設）であっても、指導要録上出席扱いになる学校と、ならない学校がある。
 - ・ 民間団体（施設）の情報を児童生徒や保護者に伝えてほしい。

【課題】

民間団体（施設）で相談・指導を受ける児童生徒数は増加傾向にあります。校長は、民間団体（施設）で学ぶ児童生徒一人一人の学習内容や状況を見極めながら、指導要録上出席扱いにするかどうかを判断しますが、その基準の明確化を要望する声が学校からも児童生徒、保護者からもあります。教育機会確保法の趣旨に照らし、学校と民間団体（施設）との連携の在り方を定めていく必要があります。

(4) ICTを活用した学習支援の取組

- 本市小中学校において、自宅におけるICTを活用した学習活動を指導要録上出席扱いにした児童生徒数は、平成30年度4人、令和元年度6人、令和2年度17人です。
- 令和2年度のみ、新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に伴う学習保障の観点から、オンラインで授業動画の視聴とデジタルドリルに取り組むことができる「家庭オンライン学習支援サービス」をすべての市立中学校に導入しました。
 - ・ 令和2年度の不登校生徒は2,127人であり、その内、「家庭オンライン学習支援サービス」を自宅において活用した生徒は509人でした。
 - ・ 自宅において「家庭オンライン学習支援サービス」を活用して学習に取り組んだ不登校児童生徒から、「自分が学びたいときに学べたことがよかった」「自分で前向きに取り組むことができた」などの声があり、活用した生徒にとって有効な学習支援となりました。
- 令和3年7月までに、1人1台の学習者用タブレット端末が導入されました。学校の授業や家庭で活用しています。

【課題】

「家庭オンライン学習支援サービス」は、不登校児童生徒の学習支援に効果的であるものの、個々の学習意欲等によって利用状況に差があり、不登校児童生徒の学習支援として導入するに当たってはサポート体制の検討が必要です。また、1人1台の学習者用タブレット端末が導入されたことを受け、個々の希望等を踏まえ、自宅等での学習支援の一つとして活用を促進する必要があります。

(5) 家庭訪問・訪問相談・対面指導の取組

- 教員が家庭訪問をし、必要に応じて訪問相談、学習指導を実施しています。スクールカウンセラーが家庭訪問をすることもあります。

教員が対面指導を行い、児童生徒のICT等を活用した家庭学習における学習状況を把握し、指導要録上出席扱いにしている事例（令和2年度17人）があります。

【課題】

登校できない児童生徒に対して、心の状況や特性を把握し、一人一人に応じた適切な支援につなげるために、担任等の教員だけでなく、なごや子ども応援委員会のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ハートフレッドなごやの訪問相談員等と連携した対応が必要となります。

(6) ナゴヤ・スクール・イノベーション事業の取組

本市では、「画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善」事業として、基礎的な学力の定着と、他者と協働しつつ自ら考え抜く自立した学びの実現に向けて、すべての児童生徒に対し、一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適化された学びを提供するための授業改善を推進しています。

令和元年度からは、「個別最適化された学びを提供する授業改善の推進」モデル実践校である矢田小学校において、個別最適化された学びの提供に向け、タブレットを活用した教科学習や総合的な学習の時間・生活科を中心としたプロジェクト型学習についての実践研究を開始しました。

令和2年度からは、ナゴヤ・スクール・イノベーション事業として、令和元年度の取組を継続発展するとともに、学校園の課題・ニーズと、民間企業等のノウハウ、技術等の力を結び付け実践研究に取り組むマッチングプロジェクトを新たに進めています。

これらの取組をはじめとして、各校では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた授業改善を進めています。

モデル実践校の矢田小学校では、3年間の実践に取り組む中で、自尊感情、自己肯定感、夢や目標等について肯定的な意見をもつ児童が増加しました。

個別最適化された学びの提供やプロジェクト型学習推進の実践が、児童の自己肯定感を高め、主体的に生きていこうとする力を育むことにつながっていると考えます。

令和3年7月には、全小中特別支援学校への1人1台の学習者用タブレット端末の配備が完了しました。ICTは教育活動を充実させるために必要不可欠であり、授業で活用することで、「なかまとの対話を大切にし、ICTを活用して、主体的に学ぶ子ども」を育成します。また、学習を支える基盤となる情報活用能力を育成するとともに、ICTを活用して児童生徒が記録した気持ちや気づきを教師が把握し、個別の支援を充実させる取組も進めています。

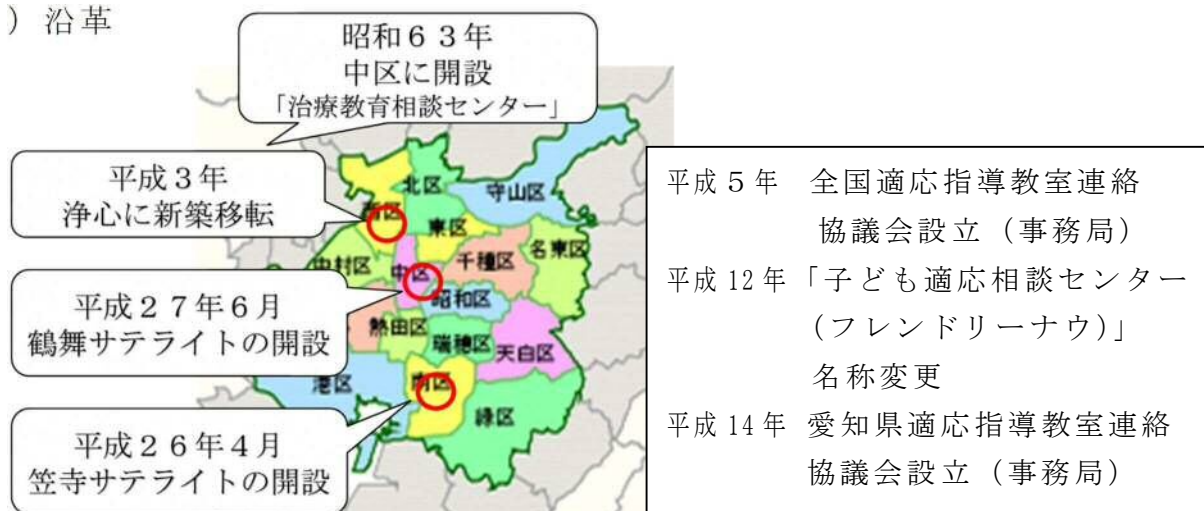
【課題】

各学校では、児童生徒一人一人が安心感をもって生活し、「自らの可能性を伸ばし、人生をたくましく生きていく」なごやっ子を育成していくことが必要です。ナゴヤ・スクール・イノベーション事業に取り組む中で、一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた学びを全市に広げていくことが重要です。

2 子ども適応相談センター

心理的な理由によって登校できない名古屋市在住の小中学生を支援することを目的に、通所による教育相談や適応指導を行っています。

(1) 沿革



(2) 教育相談

子どもの望ましい人格形成、養育態度の見直し、家族関係の調整等を図るため、定期的な個人面接を、子どもと保護者それぞれで実施しています。

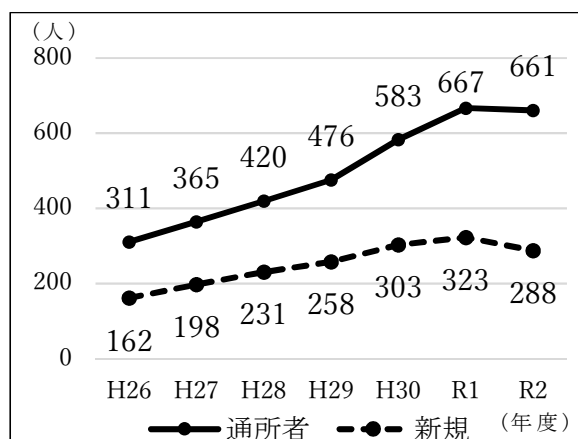
(3) 適応指導

- 自主性・自発性の育成、対人関係の改善等を図るため、それぞれのペースに合わせて様々な活動や学習を行います。入所当初は週に1～3日の通所から始め、状況に合わせて通所日を増やしていきます。
- 学習支援については、タブレット端末によるオンライン学習教材を活用しています。

(4) 通所の現状

① 通所者数

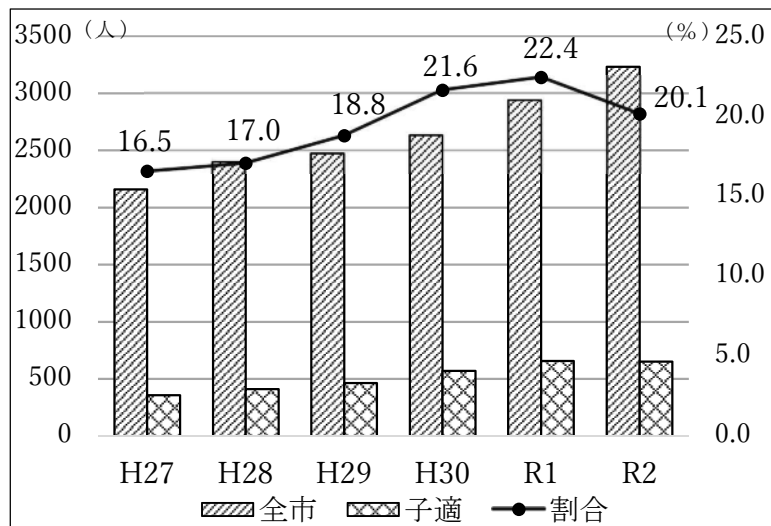
通所者数は年々増加し、とりわけ、鶴舞サテライトは顕著な状況です。これ以上の増加に対応することは、非常に困難です。



年度	新規/通所者(人)		
	浄心	笠寺	鶴舞
26	121/270	41/41	
27	79/219	18/45	101/101
28	88/186	27/52	116/182
29	93/181	37/62	128/233
30	103/203	16/56	184/324
元	113/232	22/54	188/381
2	101/226	39/63	148/372

※新型コロナウイルス感染症対策のため令和元年度は3月、令和2年度は4・5月が閉所

② 不登校児童生徒数に対する在籍者の割合



※新型コロナウイルス感染症対策のため令和元年度は3月、令和2年度は4・5月が閉所

※子ども適応相談センターの在籍者には、学校に登校できていて、その年度の不登校児童生徒数に計上されない場合も含まれる。

③ 支援体制

- 教育相談では、通所者数が大幅に増加する一方、相談員数、部屋数には限りがあり、本来毎週行っていた教育相談は2週間に1度しか実施できていません。
- 適応指導では、文部科学省の「教育支援センター整備指針（試案）」によれば、「指導員は、通所の児童生徒の実定員10人に対して少なくとも2人程度置くことが望ましい」とされています。しかし、現状では、通所する児童生徒の人数によって、文部科学省の指針（試案）に満たない職員数で指導に当たっている日もあります。さらに、施設が手狭となり、十分な活動ができないこともあります。

④ 通所申込から通所開始までに要する期間

通所申込後、面接や支援方針の検討などを経て、通所開始までに要する期間は、通常で3～4週間程度かかります。

通所者数及び通所希望者の増加によって、令和元年度は、通所申込から通所開始までに要する期間が40日を超えることが常態化し、2か月以上かかるケースが6割を超えました。令和2年度は担当者を一人増員し、改善が見られましたが、依然として、鶴舞サテライトでは、通所開始までに要する期間が40日を超えている通所希望者がおおよそ半数に及んでいます。

【課題】

教育相談が2週間に1度しか実施できていないこと、適応指導にあたる相談員が大幅に不足していること、施設が手狭になっていること、通所申込から通所開始までに要する期間が40日を超えていることが続いています。このように、職員数と施設のキャパシティの両方が大幅に不足している状況であり、現在市内に2か所あるサテライトの追加整備は、喫緊の課題となっています。

3 なごや子ども応援委員会

常勤の専門職を学校現場に配置し、様々な悩みや心配を抱える子どもや親の総合的な支援を行っています。

(1) 沿革

平成 26 年度に、常勤のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職からなるなごや子ども応援委員会を市立中学校 11 校に設置しました。

その後、順次拡大し、令和元年度に、全市立中学校 110 校に常勤のスクールカウンセラーの配置を完了しました。

(2) 相談等対応件数及び人数の推移

相談等対応件数及び人数は年々増加しています。平成 26 年度と令和 2 年度とを比べると、件数で 13.8 倍、人数で 11.2 倍の増加となっています。

また、主訴を「不登校」とする相談等対応件数及び人数も年々増加しており、平成 26 年度と令和 2 年度とを比べると、件数で 12.3 倍、人数で 5.7 倍の増加となっています。

(件、人)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
件 数	2,695	7,033	12,078	16,581	26,320	35,624	37,211
うち不登校	1,153	3,097	4,661	5,613	9,123	13,608	14,144
人 数	523	1,294	2,333	3,113	4,603	5,607	5,878
うち不登校	213	428	530	626	850	1,145	1,219

【課題】

○ 早期アセスメント（見立て）

これまでに、なごや子ども応援委員会が対応した事例の中には、アセスメントに基づいた計画的な支援が効果的に働いた事例があり、より早期にアセスメントを実施することが重要です。

○ 記録の共有と活用

効果的な支援のためには、各学校が作成する児童生徒の支援記録等を日常的に共有し、支援に生かすことが重要です。

○ 他機関との連携

なごや子ども応援委員会がコーディネーターとなり、地域の民生委員や主任児童委員、児童相談所や警察、保健センター、医療機関、健康福祉局や子ども青少年局の各種支援事業等に子どもや保護者、家庭をつなぐことで、より専門性のある支援や、より家庭に身近な支援に結び付けることができると考えます。

4 ハートフレンドなごや（訪問相談）

引きこもり傾向のある子どもに寄り添って相談員が家庭を訪問し、子どもと一緒に遊んだり活動したりしながら、社会的自立に向けた支援を行っています。

（１）対象者

名古屋市在住の小学校・中学校・特別支援学校（小学部・中学部）に在籍する不登校の児童生徒

（２）内容

- 週に１回決められた時間に定期的に家庭訪問をし、子どもと関わる相談を粘り強く行うことで、社会的自立につなげています。
 - ・ 場所 … 家、学校、近くの公園、施設、店舗等
 - ・ 時間 … 原則として１週間に１回、１時間程度
- より効果的な訪問相談となるように、スーパービジョン（臨床心理士と社会福祉士からの助言）を受けたり、研修を行ったりしています。

〔具体的な取組〕

- 面接： 子どもと様々な話題で話をし、人間関係づくりに努めます。
- プレイ： ゲーム、小物作り、料理、屋外での遊び、施設見学等を一緒に楽しく行います。

（３）他機関と訪問相談との関わり

他機関（なごや子ども応援委員会等）との連携は、学校長と相談しながら行います。

（４）訪問相談の現状

（人）

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
小学校	19	23	28	27	31	24
中学校	41	44	30	30	32	22
合計	60	67	58	57	63	46

【課題】

訪問相談で受理するケースには、年々複雑なケースが増えています。独立した相談機関としての立場を守りつつ、相談者の了承を得た上で、関係機関との連携を今後も充実させていく必要があります。特に、中学校卒業後も継続支援が必要なケースは、子ども・若者総合相談センターへのスムーズな引き継ぎなど、さらなる連携を進めていくことが大切です。

Ⅳ 「不登校未然防止及び不登校児童生徒への効果的な支援の方策を検討する有識者等会議」について

1 目的

本市の不登校未然防止及び不登校児童生徒への効果的な支援について検討し、今後の方策をまとめる。

2 委員

氏 名	所 属 等
坪井 裕子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授 博士（心理学） 臨床心理士 公認心理師
茨木 泰丈	公益財団法人こども教育支援財団 東京大志学園 名古屋校 教室主任
鬼頭 恵助	名古屋市立小中学校 P T A 協議会 会長
森 敬之	名古屋市立丸の内中学校 校長
清水 太郎	名古屋市立明正小学校 教諭
安藤 稔	名古屋市教育委員会事務局指導部 指導部長 (令和2年12月～令和3年3月)
大川 栄治	名古屋市教育委員会事務局指導部 指導部長 (令和3年4月～9月)

3 実施状況

期 日	検討内容
第1回 令和2年12月21日	○本市における不登校児童生徒の現状 ○これまでの不登校児童生徒支援の成果と課題
第2回 令和3年2月22日	○子ども適応相談センターの充実 ○校内の教室以外の居場所確保
第3回 令和3年3月23日	○なごや子ども応援委員会の充実等 ○訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援の充実
第4回 令和3年5月7日	○民間団体（施設）との連携
第5回 令和3年6月25日	○ICTを活用した学習支援導入 ○ナゴヤ・スクール・イノベーション
第6回 令和3年7月27日	○民間団体（施設）との連携の具体的な在り方 ○その他有効な不登校児童生徒支援 ○教職員・市民への広報の在り方
第7回 令和3年9月17日	○一人ひとりの人生の基盤としての理念 ○検討のまとめ

4 検討内容と主な意見

検討内容	主な意見
魅力ある学校づくり	○あなたもわたしも「いま、ここにいたい」と思える場をつくる。 ○「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を進める。
なごや子ども応援委員会の充実、専門機関等との連携	○スクールカウンセラー等専門職による早期の<u>アセスメント（注1）</u>を行う。 ○専門職のアセスメントを基にした支援計画を学校と協働して作成する。 ○ワンストップ窓口となり、専門機関等へつなぐコーディネーターとなる。 ○専門職の増員をはじめとする体制の充実を図る。
居場所づくり	○校内に教室以外の居場所をつくる。 ○居場所には専任教員を配置する。
子ども適応相談センターの拡充	○<u>第3サテライト（注2）</u>を追加整備する。
民間団体（施設）との連携	○連携する民間団体（施設）のガイドラインを作成する。 ○民間団体と学校・教育委員会が情報交換する。 ○必要とする児童生徒・保護者に、実績のある民間団体（施設）の情報を提供する。
I C Tを活用した学習支援の導入	○民間のオンライン学習プログラム、授業のオンライン配信、タブレット端末のA Iドリル等を活用した、自宅や教室以外の居場所における学習支援を導入・促進する。
訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援の充実	○教員・なごや子ども応援委員会専門職・ハートフレンドなごや訪問相談員による訪問相談、対面指導を充実する。 ○なごや子ども応援委員会が、様々な機関が実施する<u>アウトリーチ支援（注3）</u>につなぐ。
その他	○これまで実施してきた事業を継続実施もしくは拡充する。 ○教職員研修、生徒指導・特別活動の指導を充実する。

注1：本人、家族、関係者などの情報から、不登校に至る経緯や現在の環境、本人の状態を捉えて理解すること。見立て。

注2：子ども適応相談センターには、浄心の他に笠寺サテライト・鶴舞サテライトが開設されている。これらに続く、3か所目のサテライトを示す。

注3：家庭訪問型支援

V 不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策

名古屋市教育委員会は、「不登校未然防止及び不登校児童生徒への効果的な支援の方策を検討する有識者等会議のまとめ」を受け、「不登校が生じないような学校づくり」、「子ども一人一人への組織的・計画的な支援」、「効果的な支援の充実」、「多様な教育機会の確保」、「保護者への支援」の観点から、下のよう
に、今後の不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策を進めていきます。

この方策は、「不登校児童生徒数が減少すること」と「不登校児童生徒が自らの進路を選択し、卒業後の未来を開くことができること」を目標としています。

- 1 魅力ある学校づくり
- 2 教職員の意識改革
- 3 なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携
- 4 校内の教室以外の居場所づくり
- 5 訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援
- 6 子ども適応相談センターの拡充
- 7 民間団体（施設）との連携
- 8 ICTを活用した学習支援

1 魅力ある学校づくり

- ナゴヤ・スクール・イノベーション事業を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る授業改善を進めます
- 各学校の生徒指導、特別活動の指導を充実します

児童生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」を全校でより一層推進し、児童生徒一人一人が主体的に学びに向かい、楽しく充実した学校生活を過ごすことができるように授業改善を進めます。

児童生徒による学校生活の主体的な見直しを促進するなど、児童生徒一人一人の特性を踏まえ、一人一人に寄り添った生徒指導の充実を図ります。

児童生徒が主体となった自己有用感や社会性を高める活動を促進するなど、望ましい学校・学級づくりを目指す特別活動における指導の充実を図ります。

2 教職員の意識改革

- 児童生徒の人権を尊重し、児童生徒一人一人に寄り添った指導等につなげる教職員研修の充実を図ります。

人権意識の高揚、児童生徒理解、子ども主体の学校づくり等について、より効果的な研修となるように、教育センターにおける研修や各学校における現職教育（校内研修）を充実し、教職員の意識改革を進めます。

教育機会確保法の理念を踏まえた不登校児童生徒支援について理解を深める教職員研修を充実します。

3 なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携

- スクールカウンセラー等の専門職による早期のアセスメントを実施し、学校と協働してアセスメントを基にした支援計画を作成し、適切な支援につなげます
- 支援の記録を活用してなごや子ども応援委員会と学校との情報共有を強化するとともに、専門機関等と連携し、継続的な支援を促します
- なごや子ども応援委員会が相談窓口としての機能を強化するとともに、コーディネーターとして学校と協働して専門機関等へつなぎます

学校は、登校渋りや遅刻、教室にいられないなどの不安定な様子が見られる児童生徒やその家庭について、できるだけ早い段階でなごや子ども応援委員会の専門職にアセスメントを依頼します。専門職がアセスメントを行うことで、より早い段階での適切な支援につなげます。

専門職のアセスメントと教員のもつ情報を基に対処を協議するなど、なごや子ども応援委員会と学校が協働して、早期に支援の方法を検討し、支援計画を作成します。

学校は支援の記録を作成・活用して、なごや子ども応援委員会と学校との情報共有を強化するとともに、アセスメントの結果や支援計画、支援の経過等を専門機関等との連携や進学先・転学先への引継ぎにも活用し、切れ目のない支援につなげます。

なごや子ども応援委員会は、支援の必要な児童生徒及びその保護者の相談窓口としての機能を強化するとともに、コーディネーターとして、児童相談所、区役所（民生委員・主任児童委員）、医療機関、子ども・若者総合相談センター等の専門機関や子ども青少年局による事業等に適切につなぎ、学校と協働して児童生徒一人一人の状況や保護者の状況に応じた適切な支援を行います。

4 校内の教室以外の居場所づくり

- 教室へ入れない児童生徒が安心して過ごすことができる教室以外の居場所づくりを進めます

登校はできるが学級の教室へは入れない児童生徒や、一時的に教室から離れて過ごしたい児童生徒が安心して学習することができる校内の教室以外の居場所づくりを進めます。

余裕教室等を利用し、児童生徒一人一人の状況に応じた計画を基に適切な学習指導・適応指導を行います。

運営ガイドライン等を作成し、教員の研修を進めるとともに、居場所の役割や活動内容等を教職員となごや子ども応援委員会が共通理解し、学校が組織的に運営します。

5 訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援

- 教員・なごや子ども応援委員会専門職・ハートフレッドなごや訪問相談員による訪問相談、対面指導を行います
- なごや子ども応援委員会と学校が協働し、様々な機関が実施するアウトリーチ支援につなげます

教員による家庭訪問、なごや子ども応援委員会の専門職による家庭訪問、ハートフレッドなごや訪問相談員による訪問相談を継続実施します。

自宅においてICTを活用した学習活動に取り組む児童生徒を教員やなごや子ども応援委員会専門職、ハートフレッドなごや訪問相談員が対面指導により支援します。

なごや子ども応援委員会と学校が協働し、名古屋市家庭訪問型相談支援事業等、様々な機関等が実施するアウトリーチ支援につなげます。

6 子ども適応相談センターの拡充

○ 第3サテライトを追加整備します

第3サテライトを追加整備することで、増加し続けている通所希望者の通所開始までに要する期間の短縮や、通所者一人一人への寄り添いの充実を図ります。

今ある施設の一部や跡地を利用するなど、できるだけ短い期間で整備できるように努めます。

子ども適応相談センターで実施している学習支援を、通所者の増加に対応できるように、タブレット端末を活用した学習を拡充するなどして、より充実を図ります。

7 民間団体（施設）との連携

○ 民間団体（施設）と教育委員会及び学校の連携を進めます

「名古屋市教育委員会及び名古屋市立学校が連携する民間団体（施設）についてのガイドライン」を策定します。

民間団体（施設）と教育委員会及び学校の情報交換を進めます。

連携の具体的な内容について、必要とする児童生徒、保護者、市民、学校、関係機関等に示します。また、本市の児童生徒が指導を受けたり相談したりした実績のある民間団体（施設）の情報を、必要とする児童生徒、保護者へ提供します。

民間団体（施設）に指導を受けたり相談したりした場合の指導要録上の出席扱いや学習評価について、児童生徒、保護者、学校、関係機関等に周知します。

8 ICTを活用した学習支援

○ 自宅や教室以外の居場所におけるICTを活用した学習を支援します

学校は、学習者用タブレット端末を活用し、授業のオンライン配信を行ったり、オンラインによる対面指導・相談を行ったりするなど、児童生徒一人一人の状況や希望を踏まえ、自宅や教室以外の居場所における学習支援を行います。

教育委員会は、民間機関が提供するオンライン学習プログラムによる学習支援を導入し、自宅や教室以外の居場所においてICTを活用した学習を希望する児童生徒に提供します。

自宅においてICTを活用した学習を行った場合の指導要録上の出席扱いや学習評価について、児童生徒、保護者、学校、関係機関等に周知します。

9 その他

○ これまで実施してきた不登校未然防止及び不登校児童生徒支援につながる事業等を継続して今後も実施します

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 豊かな心を育む学校づくり | ⑤ 教育相談 |
| ・ 夢と命の絆づくり推進事業 | ・ 学校生活アンケート |
| ② 学習支援 | ・ スクリーニング面談 |
| ・ 子どもの未来応援講師 | ・ 学校コンサルテーション |
| ・ 不登校対応支援講師 | ⑥ 生徒指導 |
| ③ 特別支援教育 | ・ なごやINGキャンペーン |
| ・ 発達障害通級指導教室 | ・ インターネット上におけるいじめ等防止対策 |
| ・ 発達障害対応支援講師 | ・ 自殺予防教育 |
| ・ 発達障害対応支援員 | ⑦ 保護者支援 |
| ・ 特別支援教育のための専門家チーム | ・ 不登校児童生徒支援サイト |
| ・ 学校コンサルテーション | ・ 保護者向け教育講演会 |
| ④ 日本語教育 | など |
| ・ 日本語教育相談センター | |
| ・ 初期日本語集中教室 | |
| ・ 日本語通級指導教室 | |
| ・ 日本語指導講師 | |
| ・ 母語学習協力員 | |

名古屋市教育委員会事務局指導部指導室（市役所東庁舎6階）

電 話 番 号 052-972-3236

ファクシミリ番号 052-972-4177

不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策（案）
に対する市民意見の内容及び本市教育委員会の考え方

不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策（案）に対し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

市民の皆様の貴重なご意見を踏まえ、不登校児童生徒未然防止と不登校児童生徒支援に取り組んでまいります。

いただいた主なご意見とそれに対する本市教育委員会の考え方を公表します。

なお、ご意見の内容について、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を一部要約し、また分割して掲載しておりますので、ご了承ください。

令和4年3月

名古屋市教育委員会
指導部 指導室
電話 052（972）3236
FAX 052（972）4177
電子メール a3236@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

実施結果

- ア 実施期間 令和4年1月11日（火）～2月14日（月）
- イ 配布場所 市民情報センター、区役所情報コーナー、支所 など
- ウ 提出状況 意見提出者数 15人
意見件数 50件
- エ 提出方法 郵送2人 FAX4人、メール9人
- オ 意見の内訳

項 目	意見数
I 策定の趣旨	3件
II 不登校の現状	2件
III 学校・関係機関等における不登校児童生徒支援の取組	
1 学校 (1) 学校全体での取組	1件
(2) 別室登校	3件
(3) 民間団体（施設）との連携の取組	1件
(4) ICTを活用した学習支援の取組	1件
2 子ども適応相談センター	4件
3 なごや子ども応援委員会	1件
V 不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策	2件
1 魅力ある学校づくり	3件
2 教職員の意識改革	6件
3 なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携	4件
4 校内の教室以外の居場所づくり	8件
6 子ども適応相談センターの拡充	1件
7 民間団体（施設）との連携について	3件
その他	7件
合 計	50件

寄せられた主な意見と教育委員会の考え方

I 策定の趣旨（3件）

- ・「不登校児童生徒数は依然として増え続けており、増加傾向に歯止めがかかっていない状況にあります。」との表現により、不登校であることが好ましくない状態であるかのような印象を与える。不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあるので、不登校児童生徒数が増加すること自体を問題視するのではなく、安心して学校に通うことができない児童生徒の苦しみや、学業の遅れや進路選択上の不利益が生じかねない状況がありうること等が問題であることを明記してほしい。
- ・不登校未然防止という文言自体を止めた方が良いと思う。不登校になることをネガティブに捉えるより、児童にとって多様な選択肢を認め、それに対し様々サポートする、そういった新しい時代に適合する方向性で進めていくべきだと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことはありますが、不登校になり悩み苦しむ児童生徒が増えることは課題であり、支援により減少することが望ましいと考えています。
- ・「ナゴヤ子ども応援大綱」だけでなく市議会が制定した「なごや子どもの権利条例」も踏まえ、「子どもの権利保障」という観点を方策の基本に据えるべきである。子どもを過度の緊張感から解放し、安心して学校を休む権利、自分らしく生きられる権利、学校強制ではない教育を受ける権利などを保障する立場にたち、学校以外での様々な学びの場を認め、多様な学習の場を公的に支援するべきである。

【教育委員会の考え方】

- ・子どもの主体性を重視し、子ども中心の発想をするための考え方がまとめられた「一人ひとりの人生の基盤としての理念」に基づいて、子どもの権利が保障される具体的な支援を進めてまいります。

Ⅱ 不登校の現状（２件）

２ 不登校の要因

- ・不登校の要因の数値は何をもとにしたのか明記してほしい。不登校の状態にある場合、学校と児童生徒・保護者の関係が芳しくないことが一定数あり、学校の認定が当事者の認識とずれることは往々にしてあり得る。学校が主要因と考えたのか、当事者が主要因と考えたのかは、今後の不登校支援方策を検討するにあたって大きなポイントとなる。不登校の要因について、学校による認定しか調査がないとすれば、当事者に調査を実施することを検討した方がよいと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・「不登校の主要因」は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の区分による名古屋市の調査結果を示しています。
- ・不登校の要因や背景については、不登校経験者の声やスクールカウンセラーの意見等も踏まえ、「不登校未然防止及び不登校児童生徒への効果的な支援の方策を検討する有識者会議」において、不登校未然防止及び不登校児童生徒支援における基本的な考え方として整理しました。

- ・自律神経失調症を診ている関係で起立性調節障害疑いの学童が数多く受診される。起立性調節障害、不登校の原因は一律ではなく、医学のみのアプローチだけでは手に負えないケースも多くみられる。医療と行政の両立が大切だと感じる。

【教育委員会の考え方】

- ・スクールカウンセラーによる児童生徒一人一人のアセスメントをもとに、必要に応じて医療機関とも連携してまいります。

Ⅲ 学校・関係機関等における不登校児童生徒支援の取組

１ 学校

（１）学校全体での取組（１件）

- ・現状の学校全体での取組方針決定は校長によりなされ、子どもたちの意見が反映されていない。不登校支援については、当事者である子どもたちの意見を聞くことができるとよいと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・不登校児童生徒の支援にあたっては、不登校の児童生徒やその保護者と相談し、一人一人の状況に応じた支援に取り組んでいます。

（２）別室登校（３件）

- ・対象児童生徒に対応する教職員の負担になっているのではないかと思いますので、退職した教職員 OB などを活用してはどうか。
- ・現状の別室登校は、空き教室やたまたま授業のない先生がいるなどの条件をクリアしなければならず、ハードルが高すぎる。
- ・「保護者が付き添っている場合もあります。」との記述があるが、保護者が付き添っている件数も調査すると、どの程度の教職員の増員が必要かが可視化され、予算要求につなげやすいと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・別室登校をする児童生徒の支援は、各学校において教職員が協力して計画的に取り組んでいます。今後は、校内の教室以外の居場所づくりを進め、教室へ入れない児童生徒の支援に取り組んでまいります。

（３）民間団体（施設）との連携の取組（１件）

- ・フリースクールでの学習を、学校教育課程と同じ時間数で認めて、履修したと同様の扱いを検討されてもいいと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、一定の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長の判断で指導要録上出席扱いとしています。

（４）ＩＣＴを活用した学習支援の取組（１件）

- ・ＩＣＴは手段であり、学習支援の内容の方こそ重要である。

【教育委員会の考え方】

- ・学習用タブレット端末の活用により、学習支援の内容の幅が広がっています。今後、児童生徒一人一人にとって適切な学習支援の内容を検討してまいります。

2 子ども適応相談センター（4件）

- ・子ども適応相談センターへの通所者が多いということは、それだけニーズがあるのに対応できず、学校に行きたい気持ちがあるのに行けないというのは残念だと思う。相談員不足、サテライトの追加整備は深刻な課題であり、対応をできるだけ急ぐべきである。

【教育委員会の考え方】

- ・通所者の増加に伴い、新たな施設の整備は喫緊の課題と認識しています。今後、令和6年度の第3サテライト開設に向けて準備を進めてまいります。

- ・「適応相談」という名称は、子どもに問題がある、というイメージが強すぎる。例えば、子どもの居場所相談センターなどに変更できないだろうか。

【教育委員会の考え方】

- ・子ども適応相談センターでは、利用者にとって抵抗感がなく、親しみが持てるよう、平成12年より「なごやフレンドリーナウ」という呼称を広く使用しております。今後も、全国的な動向を注視しつつ、表現方法について検討してまいります。

- ・自宅から遠いセンターでは、保護者の送迎がないと通所できない年齢の児童は利用が難しいのではないか。将来的には、不登校状態にある子どもの学年と、利用希望者、実際の利用者の学年を比較し、設置場所と規模を検討する必要があるのではないか。

【教育委員会の考え方】

- ・現在、通所時の安全面から、小学生は保護者の送迎を依頼しています。通所者及び保護者にとって、より利用しやすい施設となるように、設置場所については検討しておりますが、今後、子ども適応相談センターの役割も含めて、すべての児童生徒にとっての効果的な支援の在り方について検討してまいります。

3 なごや子ども応援委員会（1件）

- ・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど教育福祉の分野を担う職員は、任期付きの働き方となっており経験の蓄積が十分にできない。雇用環境の改善が急務である。

【教育委員会の考え方】

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の常勤の専門職について、当初は全ての職員を任期を定めて採用しておりましたが、令和2年度より、任期の定めのない常勤職員の採用を開始し、順次配置を進めているところです。引き続き、雇用環境の改善に努めてまいります。

V 不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策（2件）

- ・いじめ対応でもそうだが、ゼロにすることを目標にすると成果目標の数字にしばられ、現状を隠す結果を招くことがしばしばある。この方策案には数値目標こそ掲げてはいないが、減少することは対策の結果であり、直接の目標ではない。支援の拡充こそ新たな方策の柱であることが見失われる恐れがある。「不登校児童生徒が減少すること」は目標から削除すべきである。
- ・方策の目標に「不登校児童生徒数が減少すること」を掲げていることについて、「学校においてより多くの子どもの学ぶ権利等を保障すること」ということが本意なのではないか。市教委が不登校児童生徒数の数的増加のみを問題視しているように読める箇所は再考をお願いしたい。

【教育委員会の考え方】

- ・学校を、安心・安全で魅力があり、児童生徒が「いま、ここに」いたいと思える場にする事で、不安などの要因で不登校になる児童生徒が減少することを期待しています。

1 魅力ある学校づくり（3件）

- ・「自己有用感」を高める活動は確かに必要だが、困難に直面した子どもたちには、ありのままの自分という存在を認めてもらうことが不足していると感じる。自己有用感を重視すると、役に立てないことに対する否定的なメッセージの発信になりかねない。自己有用感の前に、児童生徒同士でもありのままの存在（児童生徒の個性、多様性）を認めあう学校・学級づくりが必要ではないか。

【教育委員会の考え方】

- ・子ども一人ひとりがお互いの個性を認め合い、連携・協力しながら社会を担っていくための力を伸ばすことができるように道德教育や特別活動を推進しています。今後も、児童生徒一人一人が互いの個性や多様性を認め合うことができる学校・学級づくりを目指す指導の充実を図ってまいります。

- ・未然防止の鍵は、魅力ある学校づくりである。そのためには、少人数学級の推進が必要で、教員が子どもたちに余裕を持って接することが可能になるよう勤務環境を改善するべきである。

【教育委員会の考え方】

- ・本市では、小学校1・2年生において30人学級、小学校3年生・中学校1年生において35人学級の、少人数学級を独自の施策として実施しています。その他の学年につきましては、教科や学習内容に応じて少人数指導やティームティーチングを柔軟に組み合わせて学習に取り組むことで、一定の成果をあげています。また、国は、今年度から5年かけて小学校全学年35人学級編制を実施することとしましたので、本市としても、その方針を踏まえて進めてまいります。

2 教職員の意識改革（6件）

- ・教職員の意識改革のためには、現在の教職員の多忙化を解消するため、教職員の増員及び少人数学級化が必須だと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・本市では、小学校1・2年生において30人学級、小学校3年生・中学校1年生において35人学級の、少人数学級を独自の施策として実施しています。その他の学年につきましては、教科や学習内容に応じて少人数指導やティームティーチングを柔軟に組み合わせて学習に取り組むことで、一定の成果をあげています。また、国は、今年度から5年かけて小学校全学年35人学級編制を実施することとしましたので、本市としても、その方針を踏まえて進めてまいります。

- ・教職員の人権意識に遅れがある。方策の記述は、具体性に欠け、学校全体の意識改革には不十分である。

【教育委員会の考え方】

- ・教職員の人権教育研修は、役職や経験年数に応じて年間17種類の研修を計画的に実施しており、「なごや人権施策基本方針」に掲げられた課題に関する知的理解と人権感覚を磨く研修を通して、人権に対する意識が高まるように努めています。
また、各種指導者用資料を市立全校に配付し、教職員が様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深める資料として活用できるようにしております。
今後も、人権意識の高揚、児童生徒理解、子ども主体の学校づくり等について、教職員の意識改革が進む研修の実施に努めてまいります。

- ・「人権意識」一般ではなく「子どもの権利条約」「なごや子どもの権利条例」について学ぶことを明記すべきである。

【教育委員会の考え方】

- ・教職員の人権教育研修においては「人権感覚の涵養」を共通内容として位置付け、子どもの人権については十分に配慮すべきこととして研修で伝えております。「なごや子どもの権利条例」については、法定研修で取り上げ、教職員が子どもたち一人一人の特性を見極め、指導にあたることの大切さを伝えていきます。また、指導者用資料において、「子どもの権利条約」や「なごや子どもの権利条例」について取り上げ、子どもの権利に対する教職員の理解促進を図っております。

- ・試験当日などを除き、職員室を開放するなど、学校の風通しをよくし、教員の固定観念を良い方向に変えていくことが、健全な指導に繋がると思う。また、権威主義的な発言や学級運営の在り方等も改革し、学校を安心して通える場所にしてほしい。

【教育委員会の考え方】

- ・児童生徒の人権を尊重し、児童生徒一人一人に寄り添った指導等につなげる教職員研修の充実に取り組んでまいります。

3 なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携（4件）

- ・学校となごや子ども応援委員会との連携、そして家庭ともつながりがあるのはとても良いと思う。
- ・現実の不登校では、子ども自身もなぜ自分が学校へ行けなくなったのか原因がわからないことも多くあるので、アセスメントを急ぐことにより、子どものペースではない進め方、子どもの意向を尊重しない支援方法にならないよう注意してほしい。

【教育委員会の考え方】

- ・「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自ら進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、児童生徒一人一人の状況や保護者の状況に応じた適切な支援に努めてまいります。

- ・不登校児童生徒とその保護者は、先の見えないことが大きな不安となっていることがあるので、通信制高校の説明や、中学卒業後すぐに進学しない場合の進学方法や不登校の間の学習支援や居場所等についての情報提供も非常に大切だと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・不登校児童生徒支援に関する情報の発信に努めてまいります。

- ・実効性に問題があると考ええる。市内全校配置（若しくは拡充）による、対象児童生徒のすべてに対する個別の支援計画の作成、それを実行可能な職員の補充、組織化、他都市・民間を問わず成功例の検証及び導入等が必要だと考える。また、多様な人材の活用も有効と考える。

【教育委員会の考え方】

- ・児童生徒一人一人の状況に応じた適切な支援を行うことができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを始めとする教職員以外の人材の更なる活用や、関係機関とのよりよい連携のあり方について、いただいたご意見も踏まえ、引き続き検討してまいります。

4 校内の教室以外の居場所づくり（8件）

- ・子どもたちの学びは学校教育だけに限られず、さまざまな学びがある。公設民営の学校外フリースペースを作るなど、子どもたちの学ぶ権利を保障する場を増やすよう検討をお願いしたい。
- ・トワイライトで使用している教室をトワイライト開始までの時間に借りたり、学校司書を活用し図書室を常時開放したり、校長室の一角にスペースを設けたりして、居場所づくりに活用できないか。また、校内での居場所づくりが難しい場合、名古屋市図書館の自習室や児童館を活用できないか。放課後デイサービスや学習支援を行っている団体へ委託し、民間団体と連携ができないか。
- ・校内フリースクールを開設するにあたり、やはり人員が必要になると思うので、民間の知恵を借りながら、将来的にはすべての学校に開設するとか、フレンドリーナウの早期開設など、子供達の充実した学びにつなげてほしい。

【教育委員会の考え方】

- ・子ども適応相談センター第3サテライトの整備、校内の教室以外の居場所づくり、民間団体（施設）との連携を通して、教育機会の確保に努めてまいります。
- ・有効に運用するためには、制服の着用が登校を難しくさせてしまう子や、時間や決まりなどの画一的な運用が登校を難しくさせてしまう子どもがいることに十分な配慮が必要だと思う。学級とは異なる場所にある「教室」になってしまうことは避けてほしい。個々の生徒について理解し、対応していただけるよう、教員の研修は丁寧に行きと行っていただきたい。

【教育委員会の考え方】

- ・児童生徒一人一人の状況に応じた計画を基に適切な学習指導・適応指導を進めてまいります。

- ・このような教室を学校の中につくるということは、実質教員も必ず関わりが出てくるという面で、ますます教員の仕事が増えるものだと感じる。教員が生徒一人一人と話し合う機会をもてなくなったことも不登校が増えてきている要因の一つではないか。

【教育委員会の考え方】

- ・教職員が児童生徒一人一人と向き合うことができるよう教員の配置も含め、学校の支援に取り組んでまいります。

- ・不登校の理由・態様は、人によって違うからこそ複数の選択肢の中から本人が選べるようにして欲しい。校内フリースクールは、居場所が増えるので、いい施策だと思う。生徒数が多く、相対的に悩みを抱えた生徒も多い大規模校から優先的に配備するべきだと考える。
- ・校内の教室以外の居場所づくりを中学校だけでなく、小学校にも導入を検討してほしい。

【教育委員会の考え方】

- ・校内の教室以外の居場所づくりの実施にあたっては、不登校児童生徒の状況をはじめとする学校の状況を踏まえ、検討してまいります。

6 子ども適応相談センターの拡充（1件）

- ・現在ある適応相談センター3ヶ所は、市の東西の端の駅から行こうとすると、地下鉄だけでも30分かかり、不登校児童生徒の体力的・心理的負担も大きいので、市の東側（と西側）に1つずつ増設してほしい。

【教育委員会の考え方】

- ・現在、3か所の子ども適応相談センターは、市内どこからでも通所可能とするため、公共交通機関を利用しやすい場所に設置されております。今後、子ども適応相談センターの役割も含めて、すべての児童生徒にとっての効果的な支援の在り方について検討してまいります。

7 民間団体（施設）との連携について（3件）

- ・現時点では保護者がインターネット等で個別に調べる方法のため、民間団体（施設）の情報を児童生徒や保護者へ情報提供してほしい。
- ・現在、不登校の児童生徒が民間団体を利用する場合、その費用が保護者の大きな負担となる。民間団体との連携を進めるのみならず、民間フリースクールの利用料の助成など保護者が負担する費用の援助についても検討いただけるとよい。

【教育委員会の考え方】

- ・民間団体（施設）の情報については、民間団体（施設）の意向も踏まえ、必要とする児童生徒や保護者への提供を検討してまいります。

その他（7件）

- ・当該校にどうしても通学出来ない事情がある児童生徒については、越境入学などの問題もあるが、隣接校に限定して学区外通学を認めてはどうか。

【教育委員会の考え方】

- ・本市では、お子さんの通学すべき学校は、原則住所地により指定されていますが、「学区外通学の区分、要件」に該当する場合は、例外的に指定された学校の変更（学区外通学）を申請することができます。

- ・学区内の公立中学校から不登校対応の私立中学校へ入学することとなった場合、経済的負担がかかってくるので、授業料の助成があればよいと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・授業料軽減補助金や教育ローンなどを利用することが可能であることから、本市としては、授業料の助成を実施することは考えておりません。

- ・不登校の原因は、「いじめ」や「いじめとまでは言いにくい学校での人間関係・生きづらさ」は多いと思う。学校生活アンケートに、いじめられたことがあるかどうかだけでなく、自分の行動を振り返る内容の質問項目も加えてはいかがか。いじめられる側の回答だけでなく、いじめるリスクのある子についても低学年のうちから自分の行動・言動を振り返る機会になればよいのではないかと思う。また、いじめられた子側だけでなく、いじめた子側へのカウンセリングも積極的にすすめていただければと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・学校生活アンケートで使用している hyper-QU には著作権があり内容を変更することができません。いじめの加害児童生徒への指導やカウンセリングについては、今後も適切に実施してまいります。

- ・不登校の理由・様子は人によって違うからこそ不登校を前提とした進路の情報提供が欲しい。

【教育委員会の考え方】

- ・不登校児童生徒支援に関する情報の発信に努めてまいります。

- ・校内にもっと大人の人数を増やせたら、児童の表情や態度の小さな変化の察知、いじめの防止に繋がるのではないか。児童の日常を見守っている地域の人材を活用すれば、交友関係やネグレクト問題なども気づきやすいと思う。地域のこどもは地域で育てるという精神をもう一度考えてみてはいかがか。学校関係ではない幅広い社会経験を持った人々に、目から鱗の支援をしてもらう、第三者的な目で学校教育を見られる人々がいてもいいのではないか。教員を増やすより、支援員を有償ボランティア(または時給制)にし、人数を増やす方が費用対効果が高いと思う。また、各担任にサポートを付けることも併せて検討されるといいと思う。

【教育委員会の考え方】

- ・スクールカウンセラー、発達障害対応支援員、学校司書などが学校において児童生徒と関わり、支援しています。

- ・方策策定にあたって、子どもたちの意見を聴取していただけるとよかったと思う。
- ・パブリック・コメントは、単に周知するだけでなく、そこで提案された意見を考慮することが重要である。

【教育委員会の考え方】

- ・市民の皆様の貴重なご意見を踏まえ、不登校児童生徒未然防止と不登校児童生徒支援に取り組んでまいります。

ホームページ掲載について

(現在の位置) 不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策

- ▶ 魅力ある学校づくり (新しい学校づくり推進室・指導室)
- ▶ 教職員の意識改革 (指導室・教育センター)
- ▶ なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携
(子ども応援室・指導室・新しい学校づくり推進室)
- ▶ 校内の教室以外の居場所づくり (新しい学校づくり推進室・指導室)
- ▶ 訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援
(指導室・子ども応援室・ハートフレンドなごや)
- ▶ 子ども適応相談センターの充実 (子ども適応相談センター・指導室)
- ▶ 民間団体(施設)との連携 (新しい学校づくり推進室・指導室)
- ▶ ICTを活用した学習支援 (新しい学校づくり推進室・指導室)
- ▶ その他
(指導室・子ども適応相談センター・教育センター・子ども応援室)